

●助成事業の仕組み

平成28年度から
助成の仕組みが
変わりました。

●平成28年度からの特定不妊治療費助成制度

対象年齢	年間助成回数	通算助成期間	通算助成回数	助成金額
43歳未満	制限なし	制限なし	初回40歳未満 通算9回まで (国6回+県3回) 初回40歳～42歳 通算3回まで(国3回)	20万円まで (治療区分C、Fは10万円まで) 初回に限り30万円まで (治療区分C、F除く)

●平成27年度までに助成を受けていた方

- ・妻の年齢が満43歳以上の方は対象となりません。
- ・平成27年度までに通算5年の助成を受けた場合は対象となりません。
- ・通算助成回数は、初めて助成を受けた際の妻の年齢や助成年度で異なります。秋田県のホームページ(美の国あきた)で内容を確認するか、窓口(申請窓口一覧参照)へお問い合わせください。

※年齢はいずれも、助成を受ける際の治療期間の初日における年齢で判断します。

※通算助成回数は43歳になるまでの回数です。通算助成回数が上限に満たなくても、満43歳になってから治療を開始した場合は対象となりません。

♥不妊とこころの相談センター

不妊に関する疑問や悩みについて、医師などによる相談を行っています。
男女を問わず利用出来ます。お気軽にご相談ください。

場 所 〒010-8543 秋田市広面字蓮沼44-2 秋田大学医学部附属病院 1階 産科婦人科外来内
相談担当者 ○医師・助産師・看護師 ○臨床心理士(第1・3水曜日の面接相談)
費 用 無料

相談種別	相談内容	相談時間	相談日					電話番号
			月	火	水	木	金	
面接相談 (予約制)	不妊・不育に関する 検査、治療、費用 等についての相談	午後2時～4時	●	/	/	/	/	面接相談予約専用電話 TEL(018)884-6666 電話受付/月～金曜日 午前9時～午後5時
	不妊・不育にともなう 心理的な相談	午後2時～4時	/	/	臨床 心理士 (第1・3のみ)	/	/	
電話相談 (予約不要)	不妊・不育に関する 相談(全般)	正午～午後2時	/	/	●	/	●	電話相談専用電話 TEL(018)884-6234 ※相談時間以外に対応できません

※面接相談では、検査や治療は行いませんのでご了承ください。
※電話通話料、駐車料金は自己負担となります。
※面接相談は、1時間程度で、各曜日とも2組まで相談できます。
※面接・電話相談とも祝日および12月29日～1月3日は実施していません。

新しい命に、
会いたい



●秋田県の不妊治療支援のご案内●

現在、不妊を心配したことのある夫婦は3組に1組を超えています。こうしたご夫婦の中には、治療にかかる費用や心理的な面で悩んでいる方々がたくさんいらっしゃいます。そこで秋田県では、不妊治療の経済的負担を軽減するため、保険外診療である体外受精および顕微授精に要した治療費の一部を助成しています。平成27年度からは特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療に対しても助成額を上乗せしています。

●助成の対象となる治療

指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)が対象となります。なお、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は助成の対象になりません。詳しくは、「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」をご覧ください。
[対象外となる費用] 入院費用、食事代、文書料など直接治療に関連しないもの。

●助成の内容

1組のご夫婦に対し、1回の治療あたり*120万円(治療区分CとFは10万円)を限度として助成します。ただし、初回に限り30万円(治療区分C、Fを除く)を限度として助成します。通算助成回数は、初めて助成を受けた際の妻の年齢*2が40歳未満の場合は9回(40歳～42歳の場合は3回)までとなります。特定不妊治療の一環として男性不妊治療を行った場合、1回の治療あたり、さらに15万円まで助成します。

※1 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさします。
※2 治療期間の初日における妻の年齢で判断します。

●助成の対象となる方

次の①～⑤全てに該当する方が対象となります。

- ①治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦であること。
- ③秋田県内(秋田市を除く*1)に住所があること。
- ④夫婦の前年の所得合計額が730万円未満(控除後)*2であること。
- ⑤指定医療機関での治療であること。

※1 秋田市に住所がある方は、秋田市の制度で助成を受けることができます。
※2 所得の範囲・計算方法は、児童手当法施行令第2条および第3条を準用します。

申請書ダウンロードなど

美の国 コウノトリ

検索

発行 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 TEL:018-860-1422

●申請に必要な書類

1. 秋田県特定不妊治療費助成事業申請書(申請者が記入) 様式は、秋田県公式Webサイトからダウンロードできます。また、申請窓口でも配布しています。	
2. 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(指定医療機関の医師が記入) 様式は、秋田県公式Webサイトからダウンロードできます。また、申請窓口でも配布しています。	
3. 医療機関が発行した領収書 医療機関の処方による保険適用外の薬代も含まれます。	
4. 法律上の夫婦であることを証明する書類(戸籍謄本等、婚姻日が確認できるもの) (2回目以降の申請で、住民票に記載されている世帯主の氏名・続柄、戸籍の表示で婚姻関係が確認出来る場合は省略できます。)	
5. 夫および妻の住民票 (発行から3ヶ月以内、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)	
6. 夫および妻それぞれの所得を証明する、市町村が発行する所得証明書 所得がなくても必要です。 平成30年4月、5月の申請：平成29年度所得証明書 平成30年6月～平成31年3月の申請：平成30年度所得証明書 (今年度2回目以降の申請で、1回目の申請が6月以降の場合は省略できます。)	

●申請の時期

治療の終了した日の属する **年度の末日(3月31日)まで** に申請してください。

※年度の末日までに必要な書類がそろわない場合は、申請窓口にご相談ください。

●申請窓口一覧

県地域振興局福祉環境部で申請の相談、受付を行っています。郵送での提出もできます。

◆受付：月～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、12月29日～1月3日を除く)

北秋田地域振興局大館福祉環境部(大館保健所)	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237番地の1	☎0186-52-3952
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部(北秋田保健所)	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	☎0186-62-1166
山本地域振興局福祉環境部(能代保健所)	〒016-0815 能代市御指南町1番10号	☎0185-52-4333
秋田地域振興局福祉環境部(秋田中央保健所)	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172番地の1	☎018-855-5170
由利地域振興局福祉環境部(由利本荘保健所)	〒015-0885 由利本荘市水林408番地	☎0184-22-4122
仙北地域振興局福祉環境部(大仙保健所)	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	☎0187-63-3404
平鹿地域振興局福祉環境部(横手保健所)	〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号	☎0182-32-4006
雄勝地域振興局福祉環境部(湯沢保健所)	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号	☎0183-73-6155

秋田市に住所がある方は、秋田市の制度で助成を受けることができます。申請書や手続等は県と異なりますので、直接秋田市にお問い合わせください。

秋田市子ども未来部子ども健康課(秋田市保健所2階)	〒010 0976 秋田市八橋南一丁目8番3号	☎018-883-1172
---------------------------	----------------------------	---------------

●指定医療機関 [平成30年4月1日現在]

医療機関名	体外受精	顕微授精	電 話
秋田大学医学部附属病院(秋田市)	○	○	018-834-1111
清水産婦人科クリニック(秋田市)	○	○	018-893-5655
大曲母子医院(大仙市)	○		0187-63-2288
医療法人聖和会 池田産婦人科クリニック(湯沢市)	○	○	0183-73-0100

※県外の指定医療機関については、申請窓口までお問い合わせください。

●体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			受精(前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植			妊娠の確認(胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	助成上限額(初回のみ)	助成上限額(一回)
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点滴薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵		新鮮胚移植	凍結胚移植	凍結胚移植				
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日
A 新鮮胚移植を実施											
B 凍結胚移植を実施*											
C 以前に凍結した胚を凍結して胚移植を実施											
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止											
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止											

※B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。